

川島町太陽光発電設備の設置及び管理等に関する条例（案）について

○ 町の現状と課題

太陽光発電設備は、環境意識の高まりや国の再生可能エネルギー推進施策により、設置件数は全国的に増加しています。その一方で、当該設備の設置に伴う自然環境等への影響が懸念されます。このような状況の中で、町では太陽光発電施設の設置要綱を昨年7月に制定しました。しかし要綱では法的強制力は弱く、良好な環境の保全のためには強化する必要がありました。このような状況なことから、太陽光発電設備の適正な設置・維持管理及び撤去のために必要な事項を定め、良好な環境を図るため本条例案の制定準備を進めるものです。

○ 制定の概要及び要旨

太陽光発電設備の適正な設置、維持管理、事業廃止後の撤去までが適正に行われるよう必要な事項を定めます。

太陽光発電設備設置事業を行うものに対し、地域住民等への説明会の実施、町への届出を義務付けるものとします。

条例に定める事項に従わない場合には、指導、助言及び勧告を行い、必要に応じ国及び県への報告をするものとします。

○ 施行に伴って見込まれる効果、影響等

太陽光発電施設の適正な設置・維持管理・撤去までの事項を定め、良好な環境の保全を図ります。

○ その他

・今後の予定

令和2年6月25日（木）	第1回川島町環境保全審議会並びに川島町廃棄物減量等推進審議会会議 開催
令和2年8月上旬	第2回川島町環境保全審議会会議 開催予定

現行要綱と条例（案）との見直し部分

	要綱	条例（案）
町・土地所有者・事業者・町民の責務	設置者に対して遵守すべきものとして記載	町・土地所有者等・事業者・町民の責務を明確にし、各々その責を負う。
維持管理	設置に当たって遵守すべきものとして記載	維持管理の項目を追加し、常時安全かつ良好な状態を保つよう明文化
地位の承継・事業者が所在不明になった場合等	記載なし	必要な措置を行うことを明文化
災害等により破損した時の対応	記載なし	必要な措置を行うことを明文化、維持管理その他費用の積み立て義務化
立入調査	記載なし	事業区域に立入、必要な調査・質問をすることができる。
指導等	適切な措置を講じるよう指導及び助言等を行うことができる。	必要な措置を講ずるよう指導又は助言を行うことができる。また期限を定めて勧告することができる。勧告に従わないときは、その内容を公表することができる。